

慈悲としての神通・神変

——有部系説話文献の用例を中心に——

平 岡 聡

(佛 教 大 学)

0. はじめに

特別な修行を長期に亘って続けると、常人にはない特別な能力（神通）が備わり、それによって不思議な現象（神変）を現出させることができるという伝統が、古代よりインドにはある。そのような伝統の中で生まれた仏教も、在家生活を離れた出家者が修行に専念すると六神通が得られると説き、またそれを得ることが修行の進んだ証とみなしているようだ⁽¹⁾。ただし、一旦獲得された神通力は単なる自己顯示のために使用してはならず、使用した場合にはブッダによって叱責されるという説話も存在する⁽²⁾。しかしその一方で、説話文献の中には夥しい数の神通・神変行使の用例が存在するのも確かだ。

では神通・神変の行使が否定される場合と容認される場合には、何らかの差異があるのだろうか。また容認される場合には、どのような特徴があるのだろうか。これが本稿の視点である。ここでは、初期経典としてパーリ・ニカーヤと漢訳阿含、それに部派が明確で説話の用例を多く含む広律文献を対象に、神通・神変の用例を渉猟し、その用法を整理する。そして、有部系説話文献の用例を中心に、慈悲との関連から神通・神変行使の用例を考察し、誰に対して神通・神変は行使されるものなのかを明らかにする。

1. 用例の概要

用例を分類するには様々な視点があり、視点を変えることで分類される用例も変わってくるが、ここでは、(1)緊急時の神通・神変 (①他者のため／②自己のため／③僧伽のため)、(2)気配りの神通・神変、(3)逆縁者への神通・神変、(4)順縁者への神通・神変、(5)その他 (上記の範疇に分類できないもの) という視点で用例を分類した。結果は次のとおりである。⁽³⁾

	(1)-①	(1)-②	(1)-③	(2)	(3)	(4)	(5)	計
A	2	1	0	0	11	3	2	19
B	1	0	0	0	12	5	3	21
C	3	2	0	2	13	6	11	37
D	23	6	2	9	47	7	14	108
計	29	9	2	11	83	21	30	185

(A：ニカーヤ B：阿含 C：有部以外の律 (関連) 文献

D：有部系の律 (関連) 文献⁽⁴⁾)

慈悲との関係でこの表から読みとれる神通・神変の用例の特徴は、太字で示したように、まず「文献群にかかわらず、逆縁者への神通・神変の用例が一番多いこと」、そして次に「他の文献群と比較すると、有部系の律 (関連) 文献では、緊急時の神通・神変 (①他者のため) と気配りの神通・神変の用例が目立つ」という点である。では有部系説話文献の用例から、特徴的なものを幾つか紹介していこう。

2. 有部系説話文献の用例

(1) 緊急時の神通・神変（他者のため）

まずは『十誦律』の用例である。

仏在舎衛國。爾時沙弥羅睺羅。諸比丘驅出房不共宿。羅睺羅即去到辺小房中住（中略）復更驅去。羅睺羅作是念。我所至房舍皆驅出者。今当往至仏厠屋中。即往厠屋中枕厠板臥。板下有蛇。先出不在。後夜大風雨墮。蛇得苦惱即還向窟。時仏憶羅睺羅臥。若我不覚者。正爾当為蛇所害。仏即入三昧。自房内没於厠辺住。即以神力作龍声。羅睺羅便覺（xxiii 105b19-c2）

ここではブッダが神力で龍声を為し、屋外で寝ていて蛇に噛まれそうになったラーフラを目覚めさせ、蛇に噛まれることから彼を救っている。また、命に関わるという、さらに緊急度の難い状況で、神通・神変は行為される。

彼（聖仙ヴァッカリン）は世尊に対して心を浄らかにした。浄信を生じた彼は、くいざ私は山から飛び下りて、世尊に逢いに行こう。世尊は所化者〔の私〕を考慮して、〔ここに〕やって来られるのであろう。いざ私は山から身を投げよう」と考え、彼は山から身を投げた。——諸仏・諸世尊は常に注意力を怠らない性質を持っている。——世尊は、神通力で彼を受け止めた（bhagavatā ṛddhyā pratiṣṭah）。そのあと世尊は彼の気質・性質・性格・本性を知って四聖諦を洞察させる法を説かれると、それを聞いて彼は不還果を証得し、神通力を成就した（Divy. 49.5-13; 薬事 xxiv 15b16⁽⁵⁾ ff.）。

また賊の被害にあっている人を神力で救済するという話も散見されるが、その一つを最後に紹介しておく。これはマウドガリヤーヤナが賊に連れ去られた長者の息子を神力で取り戻すという話である。

我今宜可速現神力取彼童兒。作是念已聖者目連現大神通。化作毘盧宅加軍衆。於其四方擊大戰鼓。時彼秋賊忽見軍圍。悉皆驚怖作如是言。仁等當知。毘盧宅加與諸軍士四面圍合。當棄小兒免被囚執。即棄童子逃走而去。是時聖者大目乾連。遂撰神力於其路側宴坐樹下（毘奈耶⁽⁶⁾ xxiii 649c21-28）。

(2) 気配りの神通・神変

これも有部系説話文献に特徴的な用例であるが、まずは破僧事の用例から紹介する。成道直後、鉢がなかったブッダのために四大王天が鉢を布施する話である。

四大王天は世尊にこう申し上げた。「大徳よ、今、我々は世尊に鉢の必要性が生じたことを知り、ある石の山から四つの石製の鉢（中略）を持ってきました。どうか世尊はこれを納受されますように」。その時、世尊はこう考えられた。〈もしもこの私が一人の大王天から一つの鉢を受け取れば、他の三人の大王天達の心には不快感が、もしも二人から受け取れば、残りの二人の心に不快感が、もしも三人からであれば、残りの一人の心に不快感が生じるであろう。いざ私は四人の大王天達から四つの鉢を受け取り、それを一つの鉢に変えてしまおう〉と。こうして世尊は四大王天達から四つの鉢を受け取り、それを一つの鉢に変えてしまった（MSV vi 123.21-124.4；破僧事 xxiv 125b17 ff.）。このように四大王天の心を気遣って、ブッダは四人から鉢を受け取り、それを神力で一つの鉢に変えるという気配りを見せている。次は食事の招待を受けたブッダが入城する際の記述である。

比丘達に囲繞された世尊は、様々な神変を現しながら都城スールパーラカに到着されたのである。世尊は考えられた。〈もし〔いずれか〕

一つの門から〔都城に〕入れば、他の〔門で私を待つ〕者達は落胆するであろう。私は神通力によってこそ入〔城〕しよう (yan nv aham rddhyaiva praviṣeyam)）。そこで〔世尊〕は神通力で上空から (rddhyā upari viḥāyasā) 都城スールパーラカの真ん中に降りていった (Divy. 49.19-23; 薬事 xxiv 15c3 ff.)。

次は大勢の有情がブッダを供養するために日傘をさしかける話である。その時、ブッダは彼らを気遣ってどうしたか。

是時未生怨王韋提希子作如是念。我今親自供養世尊。執持一百支傘蓋。數凡五百。高蔭仏上 (中略) 時有諸龍王等。便作是念。今者王及栗姑毘盛修供養。我今身墮惡趣。豈不供養世尊。作是念已。持五百傘蓋供養世尊。時有四天王衆。亦作是念。今諸人等。不見因果応報。猶自供養。況我等輩照果知因。豈不能供養。作是念已。亦具五百傘蓋。而供養仏 (中略) 爾時世尊便作是念。我今為諸天人。作勝因縁。令発信心。于時世尊作是念已。便現神力。令諸衆会各各生念。唯我持蓋於世尊頂上 (薬事 xxiv 22c3-19)。

このように、ブッダは彼ら全員の心を気遣い、神力で「自分だけが仏に日傘をさしかけているのだ」という心を生ぜしめたのである。⁽⁸⁾

次は三十三天で説法を終えたブッダが地上に戻るときの話である。諸天はブッダのためにと、天界から地上まで宝の階段を化作する。しかし、天界での妙色でブッダは神力を失ったと外道に批判されてはならない。さてブッダが取った行動とは。

仏作是念。我但歩去者。恐外道見議。沙門喬答摩以神通力往三十三天。見彼妙色心生愛著神通即失足歩而還。若以神通徒煩天匠。我今宜可半以神通半為足歩往瞻部洲 (雑事 xxiv 347a7-11)。

このように、ブッダは外道からの批判をかわし、なおかつ諸天の気持ちに

も配慮して、半ば神通を以て半ば足歩を以て地上に戻ったのであった。

最後にもう一つ、在家者の信心からの布施に気配りを示した用例を紹介する。根本有部律「在露地安僧敷具学処第十四」に説かれる話である。

爾時仏在室羅伐城逝多林給孤独園。爾時善施長者。請仏及僧於舎受食。時諸苾芻於日初分執持衣鉢詣長者家。于時世尊在寺内住（中略）於此房中多有敷具。置在露地。忽有非時風雨蒙密而至。仏作是念。斯等敷具。皆是信心婆羅門諸居士等。自苦己身減妻子分。而施僧伽為求勝福。而諸苾芻受用之時。不知其量不善守護隨處棄擲。世尊見已。作神通力屏除風雨。而有重雲飄灑垂布不散。以待世尊取摂臥褥。于時世尊自取敷具安置室中。便取雨衣出於寺外。方欲洗沐即摂神通。雷霆昼昏。遂降洪雨高下同潤（毘奈耶 xxiii 779c13-780a2）。

このように、ブッダは在家者の気持ちを思いやり、神力を行使して信心の布施が雨で台無しになるのを防いでいる。

以上、気配りの神変の用例を幾つか紹介したが、ここには出家者の集団である僧伽が、在家社会と隔絶しては生活できなかった当時の姿が浮かび上がってくる⁽⁹⁾。つまり、物質的な援助を完全に在家信者の布施に依存していた僧伽にとって、このような「気配り」は自分達の生活を確保する上で必要不可欠なのである。ここで取り上げた説話は、このような事情を反映していると考えることができよう。またこの用例の特徴として、九例中八例、その神通・神変の行為者がすべてブッダである点が指摘できる。

(3) 逆縁者への神通・神変

では本稿の核となる「逆縁者への神通・神変」の用例を見ていこう⁽¹⁰⁾。

まずは他の諸律においても屢々お目見えするパンタカ弟の話である。彼は生まれつき記憶力のない鈍根者であったが、ブッダの計らいで阿羅漢に

なる。しかし、周囲の者達は、出家者・在家者を含め、彼が阿羅漢になったことが信じられない。そこでブッダは〈スメール山に等しき偉大な声聞に、大勢の人々は悪意を抱いている。彼の徳を顕示せねばならぬ〉と考え、彼に比丘尼達を教導するよう命令する。しかし彼女達は彼を馬鹿にし、彼に恥をかかそうと、坐ればその座が崩れる仕かけになっている獅子座を蔓草で準備した。

同志パンタカは獅子座が設けられているのを見た。見て考えた。⁽¹¹⁾〈淨信を生じた者達によって設けたものか、あるいは下心ある者達によってか〉[と]。やがて彼は下心ある者達によってであると察知した。同志パンタカは象の鼻の如き腕を伸ばすと、地面に安定させるべくその獅子座を押さえつけた。⁽¹²⁾同志パンタカがそこに坐ると、ある者達には坐っている同志パンタカが見えたし、ある者達には見えなかった。その時、そこに坐った同志パンタカは、心を集中させると、自分の座から〔姿を〕消し、東方の上空に舞い上がるような禪定に入った。一広説乃至一神通による神変を示現し終わると、その神通の行使を止め (ṛddhi-prātihāryāṇi vidarśya tān ṛddhyabhisamskārān pratipraśrabhya), 設けられた座に坐った (Divy. 494.13-23; 毘奈耶 xxiii 797b11 ff.; cf. Vin. iv 54.1 ff., 五分律 xxii 45c16 ff., 四分律 xxii 647c25 ff., 十誦律 xxiii 80b15 ff.)。こうして、神変を見せることで自ら獲得した徳を彼女達に知らしめ、説法の素地ができてから、つまり彼女達に「聴く耳」を持たせてから、ようやく説法を始め、彼女達を教化するのである。⁽¹³⁾

次は不信心な婆羅門をブッダが教化する話。

〔婆羅門は世尊を〕見て考えた。〈もし沙門ガウタマが遊園に入ったら、彼は遊園と井戸とを汚すだろう〉と。そこで彼は紐と桶とを隠して立っていた。その時、世尊は神通力を行使して遊園に入られた

(atha bhagavān rddhyārāmaṃ praviṣṭaḥ)。そして大夜叉の將軍パーンチカはその井戸の水を溢れさせたので、その遊園は一面水浸しになった。そこでかのバラモンは〈かの沙門ガウタマは偉大な神通力と偉大な威神力とを有している〉と知ると、浄信を生じて言った。「世尊ガウタマよ、おいで下さい。これが紐です、これが桶です。好きなだけ水をお取り下さい」(MSV i 24.12-25.2; 薬事 xxiv 45a4 ff.)

こうしてブッダは神力で婆羅門に浄信を生ぜしめ、彼を出家させている。⁽⁴⁾

また人間以外にも仏教に敵対する逆縁者の有情に対して神力・神変を行使し、教化する用例がある。有名なものを二つ。スヴァーガタの悪龍教化譚とブッダの酔象ダナパーラカ調伏譚である。

悪龍退治譚：長老莎伽陀即入三昧。以神通力身亦出烟。龍倍瞋恚身上出火。莎伽陀比丘。復入火光三昧。身亦出火。龍復雨雹（中略）長老莎伽陀。如是現威德已。不能勝故。即失威力光明。莎伽陀知龍力勢已尽不能復動。即變作細身。從龍兩耳入從兩眼出兩眼出已從兩鼻入。從口中出在龍頭上。往來經行不傷龍身。爾時龍見如是事已。心即大驚怖畏毛豎。合掌向長老莎伽陀言。我婦依汝。莎伽陀答言。汝莫婦依我。當婦依我所婦依。龍言。我從今婦依仏婦依法婦依僧。當知我尽形作仏優婆塞（十誦律 xxiii 120c10-121a6）

酔象ダナパーラカ調伏譚：すると世尊は右の掌で、鬣があり、冠布を付けた五頭の獅子を化作した。象は獅子達の臭いを嗅ぐと放尿脱糞して逃げだそうとした。自分自身の足下を除き、世尊〔の力〕で〔象の〕四方八方は燃え、燃え盛り、燃え上がり、ただひたすら燃えていた。世尊の足下だけは寂静で涼しくなるように加持した。すると、象のダナパーラカはあちこちを走り回っていた。（中略）その後、発狂や興奮は治まり、ゆっくりとした歩調で歩きながら、世尊のもとに近

づいた。輪・卍・ナンディ・アーヴァルタの相を足の裏に持ち、何百という福德から生まれ出て、怯える者達を安心させる手で世尊は〔象の〕頭を撫でた（MSV vii 188.15-26；破僧事 xxiv 198a10 ff.）。

この後、ダナパーラカはブッダに浄信を抱いたことにより、死没して四大王天に生まれ変わっている。

最後に、ブッダが故郷カピラヴァストゥに戻ったときの話を破僧事から幾つか紹介する。まずは入城の際の描写である。

世尊はこう考えられた。くもしも私が歩いてカピラヴァストゥに入ったら、高慢なシャーキャ族の者達は不信の心を抱くであろう。「サルヴァールタシッド王子が苦行林に行く時には沢山のことが起こった。即ち、王子は何百千もの神々に随行されながら空を飛んで出家されたが、暫くの間、百千もの苦行を実践した後、不死を獲得した今は歩いて〔都城に〕入って来るぞ」と（MSV vi 188.18-23；破僧事 144a21 ff.；毘奈耶 xxiii 718c6 ff.；尼毘奈耶 xxiii 950a9 ff.）

こう考えると、ブッダは火界定に入り、空中で様々な神変を示現する。そしてその後ではじめて、ブッダはシャーキャ族の者達に説法するのである。しかし、シュッドーダナ王だけは「自分の息子だけがこんなに素晴らしい神力を獲得したのだ」という慢心があったので、真理を知見しなかった。そこでブッダはマウドガリヤーヤナに命じ、シュッドーダナ王に神変を見せるように言う。王は彼の神変を見て、仏弟子も同じような神変を行使できることを知り、ようやく彼の慢心は取り除かれたのであった（MSV vi 195.5 ff.；毘奈耶 xxiii 719c15 ff.；尼毘奈耶 xxiii 951a17 ff.）。

この後、ヤシヨードラーはブッダを性的な魅力で誘惑し、彼を取り戻そうとして後宮の女達に媚態を尽くさせようとするが、それを見てブッダはこう考える。

くもしも〔これを〕享受すれば、所化者の時機を逸してしまう。この女達は愛欲や貪欲に負け、真理の受ける器となっていない。神力は凡夫を直ちに魅了する。いざ私は後宮の女達を神力による神変で魅了しよう (asty āśu prthagjanasya riddhir āvarjanakarī yan nv aham antaḥ-puram rddhiprātihāryenāvarjayeyam) と (MSV vii 36.33-37.2; 破僧事 xxiv 160c13 ff.)。

この後、ブッダは双神変を示して彼女達を改心させてから説法すると、彼女達は預流果を作証している。この他にも逆縁者に対する神変は枚挙に暇がない。

3. 小 結

本稿では、慈悲と結びついた神通・神変の用例を、有部系の説話文献の用例から紹介し、若干の考察を加えた。まず有部系の説話文献に特徴的だったのは、他者のために行使される緊急時の神通・神変の用例である。他者が窮地に陥り、進退窮まった状態にある時には緊急避難的に神変が行使されている。また、もう一つの特徴として、気配りの神通・神変の用例があった。これは一つの例外を除き、その行為者がブッダであるのが特徴であるが、その背景には在家社会と隔絶しては存在し得ない出家者集団のお家の事情があったと考えられる。ともかく、いずれの用法も慈悲として機能する神通・神変の用例と考えられる。

そして最後に、本稿の主題である逆縁者への神変を考察した。このような神通・神変は有部系の説話文献に限った傾向ではなく、初期仏教以来、逆縁者に対して行使された可能性が高い。そして有部系の説話文献になると、この傾向は質・量ともに一層顕著になる。外道や聖仙といった仏教に

敵愾心を持つ異教徒、慢心や懈怠に陥っている者、性的に誘惑してくる者、仏教や出家者に危害を加えようとする者など、逆縁者にも様々なタイプがあるが、要するに、逆縁者とは「ブッダの教えに対して聴く耳を持たない者」、あるいは「理屈が通じない者」と言える。

そして、このような有情にいきなり説法しても無駄であることは容易に想像がつく。逆縁者に対してはまず聴く耳を持たせることが必要だが、この目的を達成するために、言語・論理・理屈を超えた神通・神変は有効に機能したと考えられる。妙な言い方だが、左脳（言語・ロゴス）が駄目なら、まずは右脳（感情・パトス）に働きかけ、訴えかけるといったところか。神通・神変の行使、それは主に逆縁者に対する慈悲として機能した。千差万別の有情を相手に教化を試みた当時の出家者の苦勞が偲ばれるようだ。

略号

Divy : *Divyāvādāna*, ed. E. B. Cowell and R. A. Neil, Cambridge, 1886.
MSV i-iv: *Mūlasarvāstivādinaya*, ed. N. Dutt, 4 vols., Srinagar and Calcutta, 1942-1950.

MSV v : *The Gilgit Manuscript of the Śayanāsanavastu and the Adhikāraṇavastu*, ed. R. Gnoli, Roma, 1978.

MSV vi : *The Gilgit Manuscript of the Saṅghabhedavastu* (Part 1), ed. R. Gnoli, Roma, 1977.

MSV vii : *The Gilgit Manuscript of the Saṅghabhedavastu* (Part 2), ed. R. Gnoli, Roma, 1978.

Mv : *Le Mahāvastu*, ed. E. Senart, 3 vols., Paris, 1882-1897.

(蔵訳はデルゲ版 (Taipei edition), 漢訳は大正新脩大蔵経, パーリ仏典は PTS 版を用いた。またパーリ仏典の略号は A Critical Pāli Dictionary (Begun by V. Trenckner, revised continued, and edited by D. Andersen, H. Smith, and H. Hendriksen, Copenhagen, 1924-) に準じた)

註

- (1) 誰かが修行して阿羅漢になった場合、「六神通を得て」という形容句が付せられるのはその例と言えよう。また欲情や怒り等を起こすことで神通力が失われるという用例も散見するから、「神通力を持っている」ということが徳の高さを証明することにもなっている。
- (2) たとえば、ピンドーラ・パーラドヴァージャは、ある長者が竿の頂上に栴檀の鉢を置き、神力でこれを取る者に与えると宣言したので、神力でこれを取ってしまう。これを知った仏は神力の示現を禁止し、示現すれば悪作に墮すとする話が仏典に散見される (Vin. ii 110.27 ff.; Ja iv 263.7 ff.; 四分律 xxii 946b13 ff.; 十誦律 xxiii 268c12 ff.; 雜事 xxiv 213b27 ff., Divy. 274.7 ff. [ここでは主語がダシャバラ・カーシャバ]。ほかにもケーヴァッタ經 (DN 第11經) には三種の神変 (神通・予言・教誡) 中、神通神変と予言神変は解脱に資さず、教誡神変こそ解脱に資することを説く用例があるし、またパーティカ經 (DN 第24經) は「仏教の根本は苦の滅尽であり、神変の示現や世界の起源を知ることはない」ことを説いており、神通・神変に対して否定的な態度を取っている。
- (3) 紙幅の都合により、個々の用例をすべて紹介することはできないので、ここではその数のみを示す。内容の詳細な紹介および考察に関しては、機会を改めて論じる予定である。またここでは、(1)説話以外の用例 (今回の趣旨から外れる)、(2)出家者以外の用例 (今回の趣旨から外れる)、(3)単なる移動の手段としての神足 (数が多すぎる)、(4)独覚の神変 (独覚は無批判に神通・神変を行使するので、今回の考察の対象になり得ない)、(5)涅槃前の神変 (定型化しており、今回の考察の対象になり得ない)、(6)デーヴァダッタの神変 (神通・神変行使の目的が不純である)、そして(7)舎衛城での神変 (政治的意図が垣間見え、これを考察するには別の視点が必要である)、の用例を対象外とした。理由は () 内に示したとおりである。
- (4) C: 有部以外の律 (関連) 文献の内訳は、『摩訶僧祇律』, Mv., 『五分律』, 『四分律』, D: 有部系の律 (関連) 文献の内訳は、『十誦律』, 漢訳の根本有部律と Skt. の MSV, それに Divy. である。
- (5) この他にも身投げする者の命を救う用例は次のとおり。
 - ・夫 (ブッダ) の愛を取り戻せないことを知り絶望したヤショーダラーは身投げをするが、ブッダは神力で彼女を受け止める (MSV vii 40.20 ff.; 破僧事 xxiv 161c29 ff.)。
 - ・ブッダは象から身投げしたアジャータシャトル王を神力で受け止める (MSV vii 253.26 ff.; 破僧事 xxiv 147c4 ff. [神力には言及せず])。

- (6) 他にも次のような用例がある。
- ヤシヤスは賊に強奪されそうになった長者の二児を神力で取り戻す（十誦律 xxiii 429b23 ff.）。
 - マウドガリヤーヤナは賊に襲われた商人を神力で救済す（十誦律 xxiii 432c 7 ff.）。
 - ピリンダヴァツツァは賊に誘拐されそうになった子を神力で救済す（十誦律 xxiii 432c23 ff.）。
 - ピリンダヴァツツァは賊に襲われた村を神力で救済す（十誦律 xxiii 433a 6 ff.）。
 - ピリンダヴァツツァは賊に奪われた甥を神力で取り戻す（毘奈耶 xxiii 650b 19 ff.）。
- (7) ṛddhi 等の言葉は使われていないが、当然、神通力の行使がなければこのようなことはできないので、これも神力行使の用例に含める。
- (8) 日傘に関する同様の用例は、Divy. (250.10 ff.) や Mv. (i 238.1 ff.) にもある。
- (9) 佐々木閑「比丘になれない人々」『花園大学文学部研究紀要』(28, 1996, 111-148) 参照。
- (10) 初期經典以来、このような神変行使の用例は珍しくない。たとえば、カーシャバ三兄弟の教化において、ブッダは逆縁者（外道）の教化に神力を行使しているし、また無法者のアングリマーラを教化する際にも神変を行使している。したがって、他の律においてもこの手の用例が一番多いことは、すでに「1. 用例の概要」で確認したとおりである。
- (11) āyusmatā panthakena dṛṣṭvā saṃlakṣayati (494. 13-14). Tib. はこれを「その時、同志バンタカは衆会の中に入ると、その獅子座に近づいた。やがて十二ハスタの蔓で作られた獅子座が用意されているのを見ると、考えた」(3 Ja 70a4-5) とする。漢訳は「是時具寿愚路。見獅子座高便作是念」(797c18-19) とし、獅子座の「高さ」を見たとする点が他の資料と異なる。
- (12) yathāsthāne sthāpitam. yathā を受ける tathā 節が抜けている。Tib. を見ると、「その獅子座が〔その〕場に安定するように押さえつけてから (de ltar mnan nas)」(3 Ja 70a6) とするので、例えば yathā sthāne sthāpitam tathā avasṭabdhām という Skt. が想定される。今はこの訂正に従って和訳する。漢訳は「按其高座令使卑小安詳就坐」(797c21) とする。
- (13) この後、チューダバンタカは自分を軽視して食事に招待しなかったジーヴァカに神変を現じ、彼を教化するという話が見られる (Divy. 508.1 ff.; 毘奈耶 xxiii 801b13 ff.; cf. 増一阿含経 ii 767c6 ff.) が、これも逆縁者の神変行使

の用例と考えられる。

- (14) 仏弟子が外道や聖仙を教化して出家させるという話も散見する。たとえば、マウドガリヤーヤナは神力を現じて、仏教を軽蔑する聖仙の舅を出家させているし（葉事 xxiv 37a6 ff.）、シャーリプトラも神変で外道を教化し、彼を出家させている（MSV v 21.17 ff.; MSV vi 174.14 ff.; 破僧事 xxiv 140b19 ff.）。